

RPA 試行導入事業公募要領

本府では、平成 29 年 9 月に公表した大阪府庁版「働き方改革」(第 2 弾)において、A I (人工知能)等の新たな情報技術を活用して業務プロセスのデジタル変革を進めることとし、これまで様々な新技術の導入を検討してきた。

新技術の 1 つである RPA (Robotic Process Automation) については、主に民間企業で導入が進み業務効率化が実現されていることから、行政機関においても注目され、導入や実証実験を実施する団体が増えてきている。

本府においても、RPA の効果に着目し、平成 30 年 3 月から 9 月にかけて、事業者と協定を締結し、本府の具体的な業務に RPA を適用する実証実験を行った。この結果、RPA の導入により、作業時間の削減や作業品質の向上、人為的ミスの防止等、一定の効果が見られることを確認できたと同時に、実際の運用に当たって以下の課題があることも分かった。

(本府が考える課題)

- ア 本府職員の業務スタイル、パソコンスキルを考慮した最適な RPA ソフトの選定
- イ 最適な運用サポート体制の検討
- ウ 費用対効果を最大化するための適用業務の検討
- エ 導入コストの更なる精査

本事業は、RPA を活用し業務の一部を自動化することにより職員の仕事の負担軽減を図るとともに、実際の運用を通じて上記で示した課題について検討及び解決するものである。併せて、平成 32 年度以降の導入拡大に向けたニーズの把握や運用体制の検討を行う。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

なお、本事業は、平成 31 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立をみななければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効果も発生しません。

1 事業概要

(1) 事業名

RPA 試行導入事業

(2) 事業内容

実証実験を実施した業務のうち 4 業務に RPA を試行導入し、円滑に運用できるよう問合せ受付等サポート体制を整える。また、導入拡大に向けて、実際の運用による課題の解決、最適な運用体制の検討等を行う。

詳細は、別添「RPA 試行導入・運用サポート業務委託仕様書」のとおり。

(3) 予定契約期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

4,570 千円 (税抜)

2 スケジュール (案)

平成 31 年 2 月 28 日 (木曜日)

公募開始

平成 31 年 3 月 4 日（月曜日）	説明会申込締切
平成 31 年 3 月 5 日（火曜日）	説明会開催
平成 31 年 3 月 8 日（金曜日）	質問受付締切
平成 31 年 3 月 22 日（金曜日）	応募書類受付開始
平成 31 年 3 月 28 日（木曜日）	応募書類提出締切
平成 31 年 4 月 9 日（火曜日）（予定）	選定委員会、提案者プレゼンテーション
平成 31 年 4 月 中旬（予定）	契約締結
平成 31 年 4 月 中旬（予定）	事業開始
平成 32 年 3 月 31 日（火曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることが必要です。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当しなければなりません。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 公募要領配布期間

平成31年2月28日（木曜日）から平成31年3月8日（金曜日）まで
（午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））

イ 公募要領配布場所及び応募書類受付場所

大阪府総務部 IT・業務改革課業務改革グループ
住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12 別館2階
電話番号：06-6944-6637（直通）

ウ 公募要領配布方法

上記「イ」の場所で配布するほか、大阪府総務部 IT・業務改革課ホームページからダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）
(http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/rpa/rpa020_koubo.html)

エ 応募書類受付期間

平成31年3月22日（金曜日）から平成31年3月28日（木曜日）まで
（午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））

オ 応募書類提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。
（郵送やメールによる提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

応募書類は、別添「RPA試行導入・運用サポート業務委託仕様書」を確認したうえで作成し、以下の応募書類アからサの全てをとじた正本1部、応募書類イ及びウのみをとじた副本5部及び応募書類アからカまでを記録した電子媒体(CD-R等)2枚を提出してください。

審査の際の匿名性を担保するため、応募書類イの企画提案書の記載にあたっては、様式2の「2 応募事業者名」欄以外には提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ただし、提案するRPAソフトウェアの名称は記載しても構いません。

ア 応募申込書（様式1：正本1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本5部）

- ウ 必須項目一覧表（様式 3：正本 1 部、副本 5 部）
- エ 応募金額提案書（様式 4：正本 1 部）
- オ 共同企業体で参加の場合
 - ① 共同企業体届出書（様式 5：正本 1 部）
 - ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：正本 1 部）
 - ③ 委任状（様式 7：正本 1 部）
 - ④ 使用印鑑届（様式 8：正本 1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：正本 1 部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（正本 1 部）（原本証明してください。）
- ク 法人登記簿謄本（正本 1 部）

※法人の場合に提出してください。※発行日から 3 カ月以内のもの
- ケ 納税証明書（正本各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

※大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（正本各 1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（正本 1 部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 50 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

※報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
 - ア 応募は 1 者 1 提案とします。（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）
 - イ 応募書類はモノクロ（白黒）、カラーのどちらでも可とします。
 - ウ 応募書類は極力両面印刷とし、ページ番号を付番するなど審査のしやすい構成としてください。
 - エ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに同じて提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。
 - オ ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。なお、提案団体名は正本のみに記入してください。

<記入例>

「RPA 試行導入事業」提案書 ○○（提案団体名）
- カ 書類提出後の差し替えは認めません。（大阪府が補正等を求める場合を除く。）
- キ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

平成 31 年 3 月 5 日（火曜日） 午前 10 時 30 分開始（終了時間は未定）
（開始時間の 15 分前から受付します。）

(2) 開催場所

大阪府庁 本館 5 階 議会特別会議室（大）
（住所：大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号）

(3) 申込方法

説明会への参加にあたっては、「様式 10」の説明会参加申込書を下記(4)の申込期限までに電子メールにて提出してください。

なお、件名は「説明会申込：RPA 試行導入事業＜提案者（または法人）名＞」としてください。

メールアドレス：ITgyomukai.kakuka@sbox.pref.osaka.lg.jp

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※会場の都合により、説明会参加希望者 1 者につき 2 名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

平成 31 年 3 月 4 日（月曜日） 午後 5 時まで

(5) その他

説明会当日は公募要領等資料の配付はしませんので、必要な場合は印刷の上持参してください。

6 質問の受付

(1) 受付期間

平成 31 年 2 月 28 日（木曜日）から平成 31 年 3 月 8 日（金曜日） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

「様式 11」の質問票を用いて電子メールのみで受け付けます。

なお、件名は「質問：RPA 試行導入事業＜提案者（または法人）名＞」としてください。

メールアドレス：ITgyomukai.kakuka@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話で送受信の確認をお願いします。

送受信確認受付時間：午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

電話番号：06-6944-6637（直通）

イ 質問への回答は大阪府総務部 IT・業務改革課ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/rpa/rpa020_koubo.html）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。（※実施基準 8 (5)参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。

ウ 書類審査は、参加資格の確認及び提出された企画提案書について必須項目一覧表（様式 3）を参考に行います。なお、企画提案書が必須項目を満たしていないこと

が確認できた場合は、当該提案は評価の対象外となります。

エ プレゼンテーション審査では、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明とRPAソフトウェアによるシナリオの記録及び実行イメージがわかるよう動画や試行環境等を用いてデモンストレーションを行ってください。

オ プレゼンテーション審査は平成31年4月9日（火曜日）を予定していますが、日程は変更になる可能性があります。確定した日程、時間及び場所は、対象者全員に平成31年4月4日（木曜日）までに通知します。

カ プレゼンテーション審査の時間は15分（機器準備時間を除く）とします。

キ プレゼンテーション審査ではプロジェクターを使用できます。会場にプロジェクター（接続端子はHDMIまたはRGB）を設置しますので、ノートパソコン等プレゼンテーションに必要な機器については持参してください。

ク 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。応募者が1者の場合は、当該提案を審査し「7（2）審査基準・配点」の評価点の合計点数が60点以上ある場合、契約の交渉相手方とします。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

ケ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準・配点

審査項目	審査内容	配点
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を理解しているか。 ・本事業が、府職員の働き方改革に寄与するものであるか。 ・本府が考える課題の解決策が提示されているか。 	10点
RPAソフトの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多種類のソフトウェアに対応しているか。 ・シナリオを作成するに当たって必要な機能はそろっているか。また、シナリオの作成を容易にする便利な機能はあるか。 ・出力される手順書は分かりやすいものか。 	10点
RPAソフトの操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムに不慣れな職員でも親しみやすい操作性であるか。 ・シナリオの追加や修正がしやすい操作性であるか。 ・簡便なインターフェースを備えているか。 ・シナリオ実行時において、不具合等で停止した際に、原因究明が容易か。 	10点
自動化シナリオ作成	<ul style="list-style-type: none"> ・シナリオの作成の手法は無駄がなく効率的か。また、府職員の負担が軽減されているか。 	5点
利用環境・運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各職員がシナリオの作成・修正・実行しやすい利用環境・運用方法であるか。 ・なりすましの防止などセキュリティが確保された利用環境・運用方法であるか。 	10点
運用サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者、IT・業務改革課、業務担当課の役割分担は適切か。 ・府職員が円滑に運用できる運用サポート体制であるか。 ・府職員がシナリオを混乱なく作成・修正できるサポート体制であるか。 ・府職員がRPAソフトのノウハウを得る環境は十分であるか。 ・その他、上記以外でサポートできる内容はありますか。 	25点

導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入拡大に当たって、利用環境は容易に拡張できるものであるか。 ・ 導入拡大により新たに発生する問題に対応できるRPAソフトであるか。 ・ 導入拡大後の運用体制は適切か。 ・ 導入拡大後のライセンスの考え方は適切か。 	10点
その他提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他本事業の効果をより発揮できる有益な提案があるか。 	10点
価格点	価格点の算定式 $\text{満点 (10点)} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{応募者の提案価格}$	10点
		合計 100点

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、選定過程の透明性を確保する観点から以下の項目について大阪府総務部IT・業務改革課ホームページ
http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/rpa/rpa020_koubo.html)において公表します。

ただし、応募者が2者であった場合は、次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点・提案金額
- ② 全提案者の名称 * 申込順
- ③ 全提案者の評価点 * 得点順
- ④ 最優秀提案者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合。
- オ 提案者が応募受付日から契約締結日までの間に「3 公募参加資格」の要件に該当しなくなった場合。
- カ 「大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に反すると認められる場合。
- キ 企画提案書類に記載していない提案内容を盛り込んだプレゼンテーションを行った場合。
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この

際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

- (3) 契約金額の支払については、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

- (8) (7) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項

に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

- (1) 応募提案にあたっては、大阪府電子調達（電子入札）システムホームページにて大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル応募提案・見積心得及び本公募要領、仕様書を熟読し遵守してください。
- (2) 公募開始後に追加資料や周知事項が発生した場合は、大阪府総務部IT・業務改革課ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/it-suishin/rpa/rpa020_koubo.html）において公表します。